

# Baycom ケーブルインターネット契約約款 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

## 第1章 総則

第1条(約款の適用)
当社は、Baycom ケーブルインターネット契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりBaycom ケーブルインターネット(以下「ケーブルインターネット」といいます。)としてBaycom NET及びBaycom ZAQを提供します。

|               |               |
|---------------|---------------|
| <span></span> | <span></span> |
| <span></span> | <span></span> |

第2条(約款の変更)
この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。
2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条(用語の定義)
約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語             | 用語の意味   |
|----------------|---|
| 電気通信設備         | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備   |
| 電気通信サービス       | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること   |
| 電気通信回線設備       | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備  |
| 電気通信回線         | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備   |
| ケーブルインターネット    | 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス                                   |
| ケーブルインターネット取扱所 | 1.ケーブルインターネットに関する業務を行う当社の事業所 <p>2.当社の委託によりケーブルインターネットに関する契約事務を行う者の事業所</p>                                   |
| 契約             | 当社からケーブルインターネットの提供を受けるための契約   |
| 契約者            | 当社と契約を締結している者   |
| 契約者回線          | 当社との契約に基づいて設置される電気通信回線  |
| 端末設備           | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの                              |
| 端末接続装置         | 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備   |
| 自営端末設備         | 契約者が設置する端末設備  |
| 自営電気通信設備       | 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます)第九条第1項の登録を受けた者をいいます。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 相互接続事業者        | 当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者  |
| 技術基準           | 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)および端末設備等の接続の技術的条件   |
| 事業法            | 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)  |
| 事業法施行規則        | 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)  |

## 第2章 契約

第4条(ケーブルインターネットの種類等)
契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。

第5条(契約の単位)
当社は契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

第6条(契約者回線の終端)
当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社指定の端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2 当社は、前項の設置の場所を定めるときは、契約者と協議します。

第7条(契約申込みの方法)
契約の申込みをすときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書をケーブルインターネット取扱所に提出していただきます。
(1)料金表に定めるサービスの品目
(2)契約者回線の終端とする場所
(3)その他ケーブルインターネットの内容を特定するために必要な事項

第8条(契約申込みの承諾)
当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2 当社は前項の規定にかかわらず、ケーブルインターネットの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1)契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
(2)契約の申込みをした者がケーブルインターネットの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
(3)契約の申込みをした者が未成年であり、親権者等の法定代理人の同意が得られないとき。
(4)契約の申込みをした者が成年被後見人であるとき。
(5)契約の申込みをした者が被保佐人であり、保佐人の同意が得られないとき。

(6)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第9条(契約申込みの撤回等)
契約者は、契約申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回(以下、「初期契約解除」という)を行うことができます。
2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を発したときにその効力を生じます。
3 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、手数料、および実施済みの工事費用を支払うものとします。
4 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は端末接続装置、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとします。
5 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第10条(最低利用期間)
ケーブルインターネットの最低利用期間は6ヶ月間とし、利用期間は第29条(利用料等の支払義務)に定める、利用料等の支払い期間に準じて取扱います。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、残余の期間に対応する利用料に相当する額(消費税等相当額を含む)を一括して支払うものとします。

第11条(ケーブルインターネットの種類等の変更)
契約者は、料金表に規定するケーブルインターネットの品目変更の請求をすることができます。
2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条(契約申込みの方法)及び第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

第12条(契約者回線の移転)
契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3 当社は第1項の請求があったときは、第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。
4 第1項の変更に必要な工事は、当社が指定した者が行います。

第13条(ケーブルインターネットの提供の一時停止)
当社は、契約者から請求があったときは、ケーブルインターネットの提供の一時停止(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
2 前項の一時停止の期間は、停止開始の日から起算して6ヶ月を限度とします。

第14条(その他の契約内容の変更)
当社は、契約者から請求があったときは、第7条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

第15条(権利の譲渡)
契約者が契約に基づきケーブルインターネットの提供を受ける権利(以下「利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承諾を得なければその効力を生じません。
2 利用権の譲渡について当社の承諾を得ようとする契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求していただきます。ただし、契約者が利用権の譲渡に関する手続きの一切を当該譲受人に委任した旨を記載した書類又は同様の事実を公的機関が証明した書類の添付があるときは、譲受人が単独で請求することができます。
3 前項の請求があったときは、当社は、第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
4 当社が利用権の譲渡を承諾したときは、譲受人である新しい契約者は、当該利用契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第16条(契約者が行う契約の解除)
契約者は、契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の10日前までに当社が別に定めるケーブルインターネット取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第17条(当社が行う契約の解除)
当社は、次の場合には、その契約を解除することができます。
(1)第25条(提供停止)の規定によりケーブルインターネットの提供停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
(2)第25条(提供停止)の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
(3)当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、電気通信回線の代替構築が困難でケーブルインターネットの継続ができないとき
2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

**第3章 付加機能**
第18条(付加機能の提供等)
当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。この場合、当社は第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。
2 前項の付加機能を提供する場合、当社は必要に応じて付加機能に要する機器等の提供を行うことがあります。この場合、第2条(端末接続装置の提供)の規定に準じて取扱います。

第19条(付加機能の変更・解除)
契約者は、付加機能の契約の変更又は解除をしようとするときは、事前に当社に通知していただきます。
2 当社は契約が解除されたとき、付加機能の契約も解除します。

**第4章 施設**
第20条(施設の区分)
契約者又は当社の施設の区分は、次の各号のとおりです。
(1)保安器の出力端子以降の施設(自営社又は地下埋設の管路等を含む)から端末接続装置(当社が貸与した場合を除く)までは契約者の施設です。なお、契約者は機器等設置の際の使用機器又は工法等は、当社の指示に従っていただきます。
(2)保安器の出力端子までの電気通信回線設備および当社が貸与した端末接続装置は、当社施設です。

第21条(端末接続装置の提供)
当社は、別に定める料金表により端末接続装置を提供します。
2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した端末接続装置の交換を請求できません。
3 前項の場合、契約者は、端末接続装置を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した端末接続装置を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表により端末接続装置の弁済金又はその修理、補償に要する費用を当社に支払うものとします。
4 契約者は、契約が解除されたときは貸与した端末接続装置を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により端末接続装置の弁済金を当社に支払うものとします。

第22条(端末接続装置の運用)
当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、端末接続装置に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。
2 契約者は前項の更新を承諾するものとします。

**第5章 回線相互接続**
第23条(回線相互接続の請求)
契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、当社が別に定めるケーブルインターネット取扱所に提出していただきます。
2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

第24条(回線相互接続の変更・廃止)
契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2 前項の通知があったときは、前条(回線相互接続の請求)の規定に準じて取り扱います。

**第6章 提供の停止等**
第25条(提供停止)
当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのケーブルインターネットの料金その他の債務(この約款により支払いを要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのケーブルインターネットの提供を停止することがあります。
(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
(2)契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
(3)第41条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。又は、第49条(情報等の削除等)第1項第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
(4)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
(6)契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかつたとき。

(7)前各号のほか、この約款に違反する行為、ケーブルインターネットに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2 当社は、前項の規定により、ケーブルインターネットの提供停止をすときは、何ら通知、催告なしに加入者へのサービスの提供を停止し、又は加入契約の解除を行うことができます。

第26条(提供中止)
当社は、次の場合には、ケーブルインターネットの提供を中止することができます。
(1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2)第27条(提供の制限)の規定によりケーブルインターネットの提供を中止するとき
2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の提供を中止することができます。
3 前2項の規定により、ケーブルインターネットの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第27条(提供の制限)
当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、ケーブルインターネットの提供を制限することがあります。
2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3 ケーブルインターネットの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。
4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制御することがあります。
5 当社は、通信が著しく輻輳、または輻輳が生じる可能性がある場合、ネットワーク全体の品質を確保するため、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量の制御を実施する場合があります。本措置は一時的に行うもので、これらの措置は輻輳状態が緩和され次第、解除します。

**第7章 料金等**
第28条(料金の適用)
当社が提供するケーブルインターネットの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。
2 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。
3 利用料の滞納があった場合、請求書を発行のうえ、翌月分と合算した利用料を請求いたします。なお、請求書を発行した場合、当社が規定する請求書等発行手数料の支払いが必要です。

第29条(利用料等の支払義務)
契約者は、その契約に基づいて当社がケーブルインターネットの提供を開始した日の属する月(付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月)から起算して、契約の解除があった日の属する月(付加機能の解除については、その解除があった日の属する月)までの期間(提供を開始した日の属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は一ヶ月間とします。)について、当社が提供するケーブルインターネットの稼働に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。
2 前項の期間において、利用の一時停止等によりケーブルインターネットの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。
(1)利用の一時停止をしたときは、契約者が当社が別に定める料金の支払いを要します。
(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

第30条(手続に関する料金等の支払義務)
契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。

第31条(工事に関する費用の支払義務)
契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に關して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第32条(割増金)
契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第33条(延滞利息)
契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

**第8章 保守等**
第34条(当社の維持責任)
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

第35条(契約者の維持責任)
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第36条(設備の修理又は復旧)
当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第37条(契約者の切欠け責任)
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から要望があった場合には、当社が別に定めるケーブルインターネット取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

**第9章 損害賠償等**
第38条(責任の制限)
当社は、ケーブルインターネットを提供する場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、そのケーブルインターネットが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に月額利用料金の当月日数分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかつたときは、契約者はその権利を失うものとします。
3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりケーブルインターネットの提供をしなかつたときは、前項の規定は適用しません。
4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールアドレス)についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。

